

科目区分	専門教育科目	科目名	社会的養護Ⅱ		科目コード	21Y670	担当者	荒木 正平			
対象学生	幼児教育学科 1年生	学期区分	後期		単位数	1	担当形態	単独			
		授業形態	演習								
科目		施行規則に定める科目区分又は事項等				卒業要件	選択				
						免許・資格要件	保育士必修				
科目の主題						学修成果との関連（大◎、中○、小△）					
社会的養護サービスにおける処遇の実際の内容を理解し、保育士としての基本的知識・姿勢を身につける。						1. 「 良心 」 誠実な人柄と 人間力	2. 「 創造 」 高度な知性と 創造力	3. 「 実践 」 明確な意思と 実践力			
科目の到達目標						① 誠実性・真摯性	② 多様性・協働性	③ 知識・技能	④ 表現力・創造力	⑤ 実行力・自立性	⑥ 就業力・貢献力
1.	社会的養護サービスの具体的な援助内容について、基礎的な理解を深める。										
2.	子どもの発達段階や特性に応じた対応の必要性を理解する。										
3.	社会的養護の実践において、他職種と協力することの意義を理解する。										
4.	保育者として、子どもと共に学び続ける姿勢の大切さを理解する。					△	◎	○	○	◎	
5.						成績評価の方法と割合					
授業方法						定期試験（50%） 提出物（20%） 発表内容（20%） 受講態度（10%）					
講義も適宜行うが、社会的養護の理念や体系を理解した上での演習が中心となる。施設実習を念頭におき、関連する視聴覚教材等を活用する。事前調査や実習後の報告発表・質疑応答など、グループ学習の要素も取り入れた実践的な授業内容としたい。											
課題等への対応						授業外学修時間					
提出物は内容確認のうえ適宜クラス全体に紹介するなどの形でフィードバックし、認識の多様性に対する理解を促す。グループ学習については、その成果をクラス全体に発表させる。						予習・復習の時間として、一回の授業につき60分程度は確保してほしい。					
回数	授業計画					学習課題（予習・復習）					
第1回	措置制度と児童福祉サービス利用の仕組み					教科書・レジュメを参考に、福祉サービス利用の仕組みについて予復習する					
第2回	社会的養護に関わる人々と資格					教科書・レジュメを参考に、社会的養護に関わる資格等について予復習する					
第3回	社会的養護実践の枠組み					教科書・レジュメを参考に、社会的養護実践の枠組みについて予復習する					
第4回	自立支援計画の作成					教科書・レジュメを参考に、自立支援計画の作成等について予復習する					
第5回	社会的養護とケアマネジメント					教科書・レジュメを参考に、ケアマネジメント等について予復習する					
第6回	児童福祉サービスの利用（知的障がい）					教科書・レジュメを参考に、知的障がいのサービスの利用について予復習する					
第7回	児童福祉サービスの利用（身体障がい）					教科書・レジュメを参考に、身体障がいのサービスの利用について予復習する					
第8回	社会的養護の実践（乳児院）					教科書・レジュメを参考に、乳児院における実践について予復習する					
第9回	社会的養護の実践（児童養護施設）					教科書・レジュメを参考に、児童養護施設における実践について予復習する					
第10回	社会的養護の実践（重症心身障がい児施設・身体障がい児施設等）					教科書・レジュメを参考に、障がい児・者施設等の実践について予復習する					
第11回	社会的養護の実践（知的障がい児施設・知的障がい児通園施設等）					教科書・レジュメを参考に、障がい児・者施設等の実践について予復習する					
第12回	虐待を受けている子どもの養護（Ⅰ）					教科書・レジュメを参考に、被虐待児養護の実践について予復習する					
第13回	虐待を受けている子どもの養護（Ⅱ）					教科書・レジュメを参考に、被虐待児養護の実践について予復習する					
第14回	自立への支援、家族への支援					教科書・レジュメを参考に、自立への支援、家族支援について予復習する					
第15回	社会的養護における今後の課題					教科書・レジュメを参考に、社会的養護における課題について予復習する					
試験	定期試験を実施する										
教科書	「よくわかる社会的養護」 山縣文治・林浩康 編 ミネルヴァ書房（※検討中。）				受講生へのメッセージ	虐待や貧困、障がいなど様々な理由により、生みの親と離れて生活する子どもたちがいます。社会的養護の理念は、「子どもの最善の利益のために」です。保育者として、子どもたちとどう向き合うべきかを演習を通して考えましょう。					
参考書等	なし										